公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
116号建物空調機補修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年6月22日	広山電設工業㈱ 福島市町庭坂字狐林1- 4	8380001001902	一般競争入札	5,180,000	2,850,000	55.0%			1	
屋外蒸気管補修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年7月4日	㈱リペア 郡山市片平町字新蟻塚1 33	2380001007211	一般競争入札	6,352,000	5,550,000	87.4%			2	
屋外還水管等補修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 関 祐行 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年7月4日	㈱リペア 郡山市片平町字新蟻塚1 33	2380001007211	一般競争入札	7,834,000	6,580,000	84.0%			4	
109号建物内部改修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 村上 拓伸 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年8月4日	安斎建設(株) 福島市伏拝字内田18の4	9380002007476	一般競争入札	3,419,000	2,630,000	76.9%			1	
97号建物排水管補修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 村上 拓伸 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年8月8日	(株)協和衛研興業 福島市南矢野目字道下3 5-5	1380001000398	一般競争入札	3,586,000	2,000,000	55.8%			1	
柱上変圧器架台等交換工事	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 村上 拓伸 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年8月8日	遠藤電設工事(有) 郡山市富久山町福原字道 /窪56-10	5380002008189	一般競争入札	7,707,000	5,196,000	67.4%			2	

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
笊森宿舎3号棟水道	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 村上 拓伸 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年8月8日	(株)安積工業 郡山市富田町字向山39 番地	9380002007476	一般競争入札	4,693,000	1,480,000	31.5%			2	
荒井宿舎給湯器交換	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 村上 拓伸 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年8月9日	福島ガス㈱福島市矢剣町4-35	6380001001400	一般競争入札	9,053,000	7,020,000	77.5%			1	
	分任契約担当官 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊長 村上 拓伸 福島県福島市荒井字原宿1	令和5年8月31日	エヌテック㈱ 宮城県仙台市泉区泉中央 1丁目14番1号2F	3370001017672	一般競争入札	25,102,000	12,600,000	50.2%			2	
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				
								#DIV/0!				

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。